

別表 想定される主な法規制等

番号	法令等項目	問い合わせ先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出 ：10,000平方メートル超のもの	総合政策室
2	河川法に基づく工作物の新築等の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	二級河川：道建設管理部 準用河川：建設課
3	漁港漁場整備法に基づく漁港区域内の水域・公共空地及び甲種漁港施設の占用許可等	苫前漁港：道水産課 力屋漁港：道水産課
4	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	道水産課又は建設管理部
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	道建設管理部治水課
6	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	道建設管理部治水課
7	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内の行為許可	道建設管理部治水課
8	道路法に基づく届出	国道：北海道開発局 道道：道建設管理部 町道：建設課
9	農業振興地域の整備に関する法律に基づく町の農業振興地域整備計画の変更手続	農林水産課
10	農地法に基づく農地転用許可	農業委員会
11	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	農林水産課
12	森林法に基づく森林の土地の所有者届出制度に基づく届出	農林水産課
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出	社会教育課

番号	法令等項目	問い合わせ先
14	史跡、名勝、天然記念物指定地の現状変更許可	文化庁
15	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出 ：3,000平方メートル超のもの	道環境政策課
16	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	農林水産課
17	環境影響評価法に係る環境影響評価手続	総合政策室
18	建築基準法に基づく建築物又は工作物の建築確認申請 ：15メートルを超える風車を支持する工作物で、 20kW未満の風車は申請が必要 ：15メートル未満は申請不要	建設課
19	電波法に基づく電波障害防止区域に建設する場合の届出	北海道総合通信局
20	景観法に基づく行為の届出	道建設管理部
21	屋外広告物法に基づく届出 ：屋外広告物表示、変更、継続、除却届受理など	建設課

*掲載した関係法令等は、参考として例示したものであり、その他に該当となる法令等については、法令等を所管する行政機関等へ照会してください。